

2020年2月吉日

各 位

奈良信用金庫

ならしん「でんさいサービス」手数料項目追加について

株式会社全銀電子債権ネットワークの「特定記録機関変更記録」取扱開始に伴い、本サービスにかかる手数料を下記の通り追加させていただきますので、お知らせいたします。

記

■ 特定記録機関変更記録手数料

お取扱い1件につき 4,400円（消費税込み）

（手数料ご負担者 債権者様）

以 上

【特定記録機関変更記録】とは

他の提携記録機関の電子債権をでんさいネットの電子債権に変更することです。

多くの金融機関が加盟する「でんさい」に変更することで、流通の幅がひろがるメリットがあります。

逆に、「でんさい」から他の提携記録機関へ変更することはできません。

変更のためには、お客さまがご利用中の「提携記録機関」へ申し出て「特定記録機関変更記録」を行う必要があります。（当金庫の「でんさい」からは手続きできません。）

受け入れ側の「でんさい」決済口座に当金庫の口座を指定する際、本件手数料がかかります。

本件手数料とは別に、提携記録機関においても「特定記録機関変更記録」の手数料がかかる場合があります。

【記録機関変更ができるケース】

みずほ電子債権記録(株) ⇒ でんさいネット

SMBCE電子債権記録(株) ⇒ でんさいネット

日本電子債権機構(株) ※JECMO ⇒ でんさいネット

でんさいネットへの一方通行的な変更のみ可能で、逆の変更はできませんのでご注意ください。